

監査の種類	平成28年度（2016年度）執行分定期監査
指 摘 件 名	自主防災組織に対する資器材助成の決定における実績等の確認について
指 摘 内 容	本市では、八王子市内の町会・自治会等における自主防災組織に対して、当該組織が防災活動を行うに当たって必要な資器材について八王子市自主防災組織に対する資器材助成要綱（以下「要綱」という。）に基づき助成することにより、市民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図っている。 本件については、平成22年度執行分定期監査において、活動実績又は活動予定がない組織に対しても助成している事例が複数見受けられたことから、市民の積極的な活動の実績等を加味した新たな助成制度について検討することを要望したところである。 これを受け、所管課では、26年度に要綱を改正し、資器材の助成区分の細分化により世帯数における公平性を高めるとともに、助成対象品目の見直しや近年の災害への対応を考慮した器材の追加など制度の見直しを行った。 また、組織の活動実態を把握するため、24年度に自主防災組織活動報告書（以下「報告書」という。）の見直しを行い、26年度には報告書に加えて自主防災組織活動計画書（以下「計画書」という。）の提出を求めることとし、活動実績及び活動計画がない団体に対しては、助成の対象としないとするすることで、組織の活性化を促進し、本制度を活動の実績等を加味した実効性のある助成制度としたため、上記の要望に対して措置済みとしたところである。 そこで、28年度に資器材助成の決定を行った自主防災組織185団体（新規助成団体を除く。）について、前年度の計画書及び報告書を確認したところ、資器材助成決定時点において、報告書の提出がされていない団体が14団体（うち2団体は資器材助成決定後に、1団体は資器材受領後に提出）あり、このうち8団体は、計画書についても提出されていなかった。 所管課では、ほとんどの団体に対して、計画書及び報告書を確認の上助成の決定を行っていたが、上記のように一部に計画や実績の確認未了のまま行われている実態も見受けられたことから、制度にのっとった事務が十分に執行されているとは言えない。 災害等が発生した際に共助の基盤となる自主防災組織の活動は、防災の観点から今後も重要な役割を担うものである。そのため、当該組織に対する助成は、単なる資器材の提供にとどまることなく、その活動の活性化を促し、共助による地域防災力の向上を図る制度とすることが肝要である。 ただし、団体によっては、活動を継続していくための専門的知識を十分に有していない場合もあり、また、申請書類等の提出が負担となることも想定されるところである。 ついては、所管課においては、以前の措置内容と現況について十分な検証を行い、再度、組織の活動実態に即した実効性の向上を図るとともに、団体に対するきめ細かい支援の方策や提出書類の様式の簡素化を検討するなど、適切な運用に努められたい。

平成２９年度実施分監査委員監査に係る措置

措 置 内 容	(1)『自主防災組織ハンドブック』の配付 自主防災組織の新規結成や、既存団体における活動の継続の参考として活用できるよう、平成２９年３月に『自主防災組織ハンドブック』を全団体に配付した。 この内容は、新規結成時の組織構成をはじめ、段階的な組織運営の計画例や、さまざまな訓練の実例などを紹介しており、今後、ハンドブックに基づく出前講座や防災訓練の実施により、実効性の向上を図ることとする。 (2)資器材助成制度の要綱及び手続きの遵守と、活動報告等の活用 平成２９年度の助成団体への通知文に、計画書及び報告書の提出を必須とする旨を記載し、全該当団体からの提出を確認後、助成を行った。 なお、平成２９年度分については、未提出団体に提出を求め、全団体から受領した。 また、報告書に記載された訓練の奏功事例や、活動上の悩みなどを集約し、出前講座や訓練のアドバイス等に活用するなど、地域の実情に応じた支援を行っていく。
措 置 時 期	平成３０年３月
所 管 部 課	生活安全部 防災課

監査の種類	平成28年度（2016年度）執行分定期監査
指 摘 件 名	八王子市農地再生事業補助金の事務手続について
指 摘 内 容	本市では、八王子市農地再生事業補助金交付要綱を定め、遊休農地の解消を促進し、もって本市の農業の振興に寄与することを目的として、農業経営基盤強化促進法に基づき農用地等を借り受けた農業者に対し、当該農用地等の整備に要する経費の一部を補助している。なお、本件については、東京都が実施するストップ遊休農地再生事業にかかる補助金（以下「都補助金」という。）の対象となり、当該都補助金収入を本件の財源に充てることとしている。 そこで、本件の交付手続についてみたところ、平成28年度においては本市に対して3件の補助金交付申請があり、それぞれ交付を行っている。 一方、都補助金に係る手続状況をみたところ、2件分の申請がなされていた。所管課によれば、これは、本市が都に対する承認申請を10月17日付けで行った後に、本市へ追加1件の申請が11月14日付けで提出されたため、東京都への都補助金申請に間に合わなかった等によるものとのことである。 しかし、「八王子市予算の編成及び執行に関する規則」によれば、歳出予算のうち、財源の全部又は一部に国庫支出金、都支出金、分担金及び地方債その他特定の収入を充てるものは、市長が特に認めた場合以外は、当該収入を確保できる見込みがなければ執行することができないとしており、本件について、市費だけの支出を行う場合は、財務当局との調整を要するものと考えられる。 また、追加1件の申請については、都が定める交付申請期限を大幅に経過していたことから、都に対する追加変更等の協議は行われていない。しかし、東京都においても、遊休地解消の促進という目的は、本市と一にしているとのことであり、都補助金交付要綱の柔軟な適用について、市から積極的に働きかけることも必要であったと考えられる。 ついては、規則にのっとり予算執行を徹底するとともに、組織内及び東京都との情報共有を図り、適正に事務を執行されたい。
措 置 内 容	予算執行に当たり、予算編成時と変更して予算執行する場合には、予算執行を適正に進めるために、「八王子市予算の編成及び執行に関する規則」をはじめとした市の例規を確認した上で執行することを徹底した。 また、補助金事務を行う場合には、担当職員以外にも書類の提出期限等を把握するために、課長以下課内全職員が閲覧できるエクセル表でスケジュール管理することを徹底した。 さらに、東京都と情報をやり取りする場合には、課内で情報を共有するために東京都からのメールは担当職員個人宛てではなく、組織（課）宛てに送付してもらうよう東京都に依頼し、了解を得たので、今後のメールの運用は、庶務担当をメールの最初の開封者とするに変更し、運用することを徹底した。
措 置 時 期	平成29年9月
所 管 部 課	産業振興部 農林課

監 査 の 種 類	平成29年度（2017年度）財政援助団体等監査
意見要望件名	指定管理者制度におけるモニタリング等の適正な執行について（意見要望）
意 見 要 望 内	本市では、平成28年3月に「八王子市指定管理者制度ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が策定されている。これは、指定管理者制度の運用における統一的な考え方及び標準的な取扱方法を示し、効果、効率的で透明性の高い管理運営を実現することを目的として策定され、指定管理者の指定手続や運用手法が規定されているとともに、平成19年度より導入されているモニタリング制度についての内容も含まれている。 ガイドラインによると、モニタリングとは、指定管理者制度を導入した公の施設の管理運営状況について、制度の導入目的である「市民サービスの向上とコストの節減」が図られているかを検証し、指定管理者制度の運用面のPDCAサイクルを確立する目的で、市が指定管理者から提供される公共サービスの水準を監視・評価をすることであると規定されている。また、モニタリングは、事業計画書の適正性を確認するとともに、評価項目を設定する期初モニタリング、事業計画書に示された活動内容に基づく運営状況を監視・指導する期中モニタリング（以下「期中」という。）、運営により創出された成果を事業計画書に照らして評価する期末モニタリング（以下「期末」という。）の3つに区分され、そのうち、期中については、6月、9月及び12月を基本の評価月とし、期中及び期末の評価結果は、実施後速やかに市から指定管理者に通知し、その結果を都度公表することになっている。 そこで、平成28年度における指定管理者に対するモニタリング等の実施状況について確認したところ、次のような不適切な事例が見受けられた。 (1) 毎月、期中を実施しているが、期中及び期末の評価結果の公表を行っていないかった。 (2) 期中の評価及び結果の通知について、3月に一括して行っていた。 (3) 期中を実施しているが、指定管理者へ評価結果の通知を行っていないかった。 (4) 期中を実施し、指定管理者へ評価結果の通知は行っているが、公表を行っていないかった。 期中の評価を確実に実施することは、執行の途中において市が協定内容の履行状況を把握する好機ともなり、期中及び期末の評価結果を公表することは、制度の公平性、透明性を高め、市民に対して質の高いサービスの提供を実現する上で重要である。 ついては、所管課においては、改めてガイドラインの内容を確認し、課題の速やかな発見とその改善により管理運営状況の向上に努めるため、モニタリング及びそれに係る評価・公表について、より一層の適正な執行が図られるよう要望する。

平成29年度実施分監査委員監査に係る措置

措置内容	今回の意見要望を踏まえ、平成29年度期中モニタリング(12月)を適正に実施した後すぐに指定管理者に対し結果を通知し、ホームページで公表した。また、平成29年度期末モニタリングについても同様に実施し、評価結果の通知及び公表を行った。 今後の再発防止に向け、期中モニタリングの実施結果の決裁裏面に指定管理者への通知や公表方法について明記したひな型を作成したほか、モニタリングシートの欄外にチェック表を設け、都度入力するしくみを取り入れた。また、モニタリングのスケジュールを課内及び指定管理者と共有するなど、モニタリングの実施、評価結果の通知、公表の一連の事務に遅れや漏れが生じないように、取り組みを徹底していく。
措置時期	平成30年7月26日
所管部課	市民活動推進部 学園都市文化課

監査の種類	平成29年度（2017年度）財政援助団体等監査
意見要望件名	指定管理者制度におけるモニタリング等の適正な執行について（意見要望）
意見要望内容	本市では、平成28年3月に「八王子市指定管理者制度ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が策定されている。これは、指定管理者制度の運用における統一的な考え方及び標準的な取扱方法を示し、効果、効率的で透明性の高い管理運営を実現することを目的として策定され、指定管理者の指定手続や運用手法が規定されているとともに、平成19年度より導入されているモニタリング制度についての内容も含まれている。 ガイドラインによると、モニタリングとは、指定管理者制度を導入した公の施設の管理運営状況について、制度の導入目的である「市民サービスの向上とコストの節減」が図られているかを検証し、指定管理者制度の運用面のPDCAサイクルを確立する目的で、市が指定管理者から提供される公共サービスの水準を監視・評価をすることであると規定されている。また、モニタリングは、事業計画書の適正性を確認するとともに、評価項目を設定する期初モニタリング、事業計画書に示された活動内容に基づく運営状況を監視・指導する期中モニタリング（以下「期中」という。）、運営により創出された成果を事業計画書に照らして評価する期末モニタリング（以下「期末」という。）の3つに区分され、そのうち、期中については、6月、9月及び12月を基本の評価月とし、期中及び期末の評価結果は、実施後速やかに市から指定管理者に通知し、その結果を都度公表することになっている。 そこで、平成28年度における指定管理者に対するモニタリング等の実施状況について確認したところ、次のような不適切な事例が見受けられた。 (1) 毎月、期中を実施しているが、期中及び期末の評価結果の公表を行っていないかった。 (2) 期中の評価及び結果の通知について、3月に一括して行っていた。 (3) 期中を実施しているが、指定管理者へ評価結果の通知を行っていないかった。 (4) 期中を実施し、指定管理者へ評価結果の通知は行っているが、公表を行っていないかった。 期中の評価を確実に実施することは、執行の途中において市が協定内容の履行状況を把握する好機ともなり、期中及び期末の評価結果を公表することは、制度の公平性、透明性を高め、市民に対して質の高いサービスの提供を実現する上で重要である。 ついては、所管課においては、改めてガイドラインの内容を確認し、課題の速やかな発見とその改善により管理運営状況の向上に努めるため、モニタリング及びそれに係る評価・公表について、より一層の適正な執行が図られるよう要望する。

措 置 内 容	八王子市地域市民センター及び地区会館は、公益財団法人八王子市文化ふれあい財団を指定管理者として指定し、運営を行っている施設である。指定管理者制度は、市民に対してより質の高いサービスの提供を実現するための手法であり、「八王子市指定管理者制度ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)では、市はモニタリングの実施等を通じて指定管理者と課題の共有を図り、管理運営の向上に努め、必要な措置を講じることとなっている。 しかし、平成28年度(2016年度)における指定管理者に対するモニタリング等の実施状況について確認したところ、「期中モニタリングの評価及び結果の通知について、3月に一括して行っていた」という不適切な事例が見受けられた。 今回の意見要望を踏まえ、平成29年度(2017年度)期中モニタリング(12月)以降、平成30年度(2018年度)、令和元年度(2019年度)において、ガイドラインにおける適正な時期に期中モニタリングを実施し、指定管理者への評価結果の通知及びホームページでの結果の公表を行った。 この間、モニタリングの実施、評価結果の通知、公表までの一連の事務について、遅れや漏れが生じないように、次回のモニタリング日時について、各回のモニタリング時に指定管理者と決定することとした。3ヶ月毎に期中モニタリングを適正に実施することで、施設修繕の優先順位づけ等の指定管理者が抱える課題について緊密に意見交換を行うことができるようになり、市民サービスの向上を図れたといえる。 来年度が10年間の指定管理期間の最終年にあたる。今後もモニタリングを適正かつ的確に実施し、施設運営上の課題を発見し、指定管理者と課題の共有を図りながら、施設所管課としてより質の高いサービスの提供に努めることを徹底していく。
措 置 時 期	令和2年(2020年)6月30日
所 管 部 課	市民活動推進部協働推進課

監査の種類	平成29年度（2017年度）執行分財政援助団体等監査
意見要望件名	指定管理者制度におけるモニタリング等の適正な執行について（意見要望）
意見要望内容	本市では、平成28年3月に「八王子市指定管理者制度ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が策定されている。これは、指定管理者制度の運用における統一的な考え方及び標準的な取扱方法を示し、効果、効率的で透明性の高い管理運営を実現することを目的として策定され、指定管理者の指定手続や運用手法が規定されているとともに、平成19年度より導入されているモニタリング制度についての内容も含まれている。 ガイドラインによると、モニタリングとは、指定管理者制度を導入した公の施設の管理運営状況について、制度の導入目的である「市民サービスの向上とコストの節減」が図られているかを検証し、指定管理者制度の運用面のPDCAサイクルを確立する目的で、市が指定管理者から提供される公共サービスの水準を監視・評価をすることであると規定されている。また、モニタリングは、事業計画書の適正性を確認するとともに、評価項目を設定する期初モニタリング、事業計画書に示された活動内容に基づく運営状況を監視・指導する期中モニタリング（以下「期中」という。）、運営により創出された成果を事業計画書に照らして評価する期末モニタリング（以下「期末」という。）の3つに区分され、そのうち、期中については、6月、9月及び12月を基本の評価月とし、期中及び期末の評価結果は、実施後速やかに市から指定管理者に通知し、その結果を都度公表することになっている。 そこで、平成28年度における指定管理者に対するモニタリング等の実施状況について確認したところ、次のような不適切な事例が見受けられた。 (1) 毎月、期中を実施しているが、期中及び期末の評価結果の公表を行っていないかった。 (2) 期中の評価及び結果の通知について、3月に一括して行っていた。 (3) 期中を実施しているが、指定管理者へ評価結果の通知を行っていないかった。 (4) 期中を実施し、指定管理者へ評価結果の通知は行っているが、公表を行っていないかった。 期中の評価を確実に実施することは、執行の途中において市が協定内容の履行状況を把握する好機ともなり、期中及び期末の評価結果を公表することは、制度の公平性、透明性を高め、市民に対して質の高いサービスの提供を実現する上で重要である。 ついては、所管課においては、改めてガイドラインの内容を確認し、課題の速やかな発見とその改善により管理運営状況の向上に努めるため、モニタリング及びそれに係る評価・公表について、より一層の適正な執行が図られるよう要望する。

平成29年度実施分監査委員監査に係る措置

措 置 内 容	平成28年度（2016年度）のモニタリングについて、当課における実施状況を確認したところ、「期中を実施しているが、指定管理者へ評価結果の通知を行っていないかった」という不適切な事例が見受けられた。 今回の意見要望を踏まえ、平成29年度期中モニタリング(12月)を適正に実施した後すぐに指定管理者に対し結果を通知した。 再発防止のため、モニタリングの実施結果の決裁裏面に指定管理者への通知について明記したひな型を作成した。また、モニタリングのスケジュールを課内及び指定管理者と共有し対策を講じた。
措 置 時 期	令和2年（2020年）6月30日
所 管 部 課	産業振興部観光課

監査の種類	平成29年度（2017年度）財政援助団体等監査
意見要望件名	指定管理者制度におけるモニタリング等の適正な執行について（意見要望）
意見要望内容	本市では、平成28年3月に「八王子市指定管理者制度ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が策定されている。これは、指定管理者制度の運用における統一的な考え方及び標準的な取扱方法を示し、効果、効率的で透明性の高い管理運営を実現することを目的として策定され、指定管理者の指定手続や運用手法が規定されているとともに、平成19年度より導入されているモニタリング制度についての内容も含まれている。 ガイドラインによると、モニタリングとは、指定管理者制度を導入した公の施設の管理運営状況について、制度の導入目的である「市民サービスの向上とコストの節減」が図られているかを検証し、指定管理者制度の運用面のPDCAサイクルを確立する目的で、市が指定管理者から提供される公共サービスの水準を監視・評価をすることであると規定されている。また、モニタリングは、事業計画書の適正性を確認するとともに、評価項目を設定する期初モニタリング、事業計画書に示された活動内容に基づく運営状況を監視・指導する期中モニタリング（以下「期中」という。）、運営により創出された成果を事業計画書に照らして評価する期末モニタリング（以下「期末」という。）の3つに区分され、そのうち、期中については、6月、9月及び12月を基本の評価月とし、期中及び期末の評価結果は、実施後速やかに市から指定管理者に通知し、その結果を都度公表することになっている。 そこで、平成28年度における指定管理者に対するモニタリング等の実施状況について確認したところ、次のような不適切な事例が見受けられた。 (1) 毎月、期中を実施しているが、期中及び期末の評価結果の公表を行っていないかった。 (2) 期中の評価及び結果の通知について、3月に一括して行っていた。 (3) 期中を実施しているが、指定管理者へ評価結果の通知を行っていないかった。 (4) 期中を実施し、指定管理者へ評価結果の通知は行っているが、公表を行っていないかった。 期中の評価を確実に実施することは、執行の途中において市が協定内容の履行状況を把握する好機ともなり、期中及び期末の評価結果を公表することは、制度の公平性、透明性を高め、市民に対して質の高いサービスの提供を実現する上で重要である。 については、所管課においては、改めてガイドラインの内容を確認し、課題の速やかな発見とその改善により管理運営状況の向上に努めるため、モニタリング及びそれに係る評価・公表について、より一層の適正な執行が図られるよう要望する。

平成29年度実施分監査委員監査に係る措置

措置内容	期中を実施し、指定管理者へ評価結果の通知は行っているが、公表を行って なかったため、平成29年度期中及び期末の評価結果を市ホームページにおいて、 公表した。
措置時期	平成30年6月27日
所管部課	生涯学習スポーツ部 スポーツ施設管理課

監査の種類	平成29年度（2017年度）行政監査
意見要望件名	刊行物におけるユニバーサルデザインへの取組について（意見要望）
意見要望内容	本市は、平成19年3月に、庁内情報について、総合的な活用促進体制の整備を進めることを目的として、情報マネジメント検討委員会を設置した。同委員会では、ユニバーサルデザインに係る庁内基準について、「八王子市が作成し配付、発信する印刷物などは、誰にでも読みやすく、わかりやすく、かつ情報が正確に相手に伝わるものを作成する」ことを方針として定め、検討の結果、19年度に「八王子市における印刷物等ユニバーサルデザインガイドライン」（以下「UDガイドライン」という。）を策定した。 これを受け総務部総務課では、UDガイドラインを20年4月1日から適用するとともに、これを職員に周知するため、各所管への配付、電子データの公開及び職員研修を実施した。 そこで、ユニバーサルデザインに対する意識や取組状況について調査したところ、169件中、UDガイドラインの存在について「認識していた」が95件で、「認識していなかった」が74件であった。 取組状況については、刊行物発行に当たりUDガイドラインを「参考にした」は63件で、参考にした項目については、文字、表現、イラスト等が挙げられていた。 実際の対応を見てみると、例えば、高齢者を対象とした刊行物においては、文字について適切な大きさや字体等で表現されていたが、市民一般を対象とした刊行物においては、高齢者も周知対象であるにも関わらず、文字について同様の配慮がなされているとは言い難いものが見受けられた。 一方、UDガイドラインを「参考にしていない」106件中、参考にした手引が「特になし」と回答のあった刊行物は82件と、全体の約8割を占め、「特になし」の理由としては「前回分を参考に作成したから」が58件と最も多かった。なお、担当者へのヒアリングにおいては、他市の刊行物やインターネットにより検索した資料を参考にしたとの回答もあり、結果として、何らかの手段によりユニバーサルデザインの考え方が反映されている刊行物も見受けられたところである。 刊行物におけるユニバーサルデザインについて他の自治体の手引等を見てみると、カラーユニバーサルデザイン（色覚についての配慮）、著作権・肖像権の侵害、問い合わせ先（奥付）や作成に関するチェックリストなど、本市のUDガイドラインにはない項目が含まれていた。中には、12年12月の文部科学省の国語審議会答申「国際社会に対応する日本語のあり方」の抜粋や外来語の言い換え一覧を掲載したり、記載例やイラスト等を用いて分かりやすく丁寧に解説している事例も見られた。また、特性に応じた配慮として高齢者、子ども等を対象とした個別対応について明記している自治体もあった。 総務課では、UDガイドラインにおける見直しや改正については、20年度に適用されて以降、特に行っていないとのことであったが、本市の情報等を受け手に正確に分かりやすく提供することは、発行目的の達成にとって不可欠であり、ユニバーサルデザインはそのための重要な概念であることから、UDガイドラインの内容の更なる充実及び活用の促進が欠かせないところである。 ついては、本市の刊行物を、誰にでも読みやすく、分かりやすく、かつ受け手が情報を正確に受け取ることができるものとするため、所掌する所管を含め、UDガイドラインに関する見直しの検討を行うとともに、職員への周知及び活用の徹底に努めるよう要望する。

平成29年度実施分監査委員監査に係る措置

措置内容	平成30年1月23日付で「八王子市における印刷物等ユニバーサルデザインガイドライン庁内検討会」を設置した。 検討会の構成は、ユニバーサルデザインを必要とする幅広い対象者を踏まえ、都市戦略部広報課、市民活動推進部多文化共生推進課、同部男女共同参画課、福祉部高齢者福祉課、同部障害者福祉課、子ども家庭部子どものしあわせ課及び総務部総務課とし、各課の専門的な知識又は経験をもとに検討を重ね、平成30年7月18日にUDガイドラインを改定した。 改定したUDガイドラインは、新たな観点として、人権尊重の視点からの配慮や、高齢者や障害者等より多くの人に情報を伝えるための方法等を掲載するなど、職員が留意すべき点をまとめたものである。 また、UDガイドラインを基準として、市がユニバーサルデザインに配慮した印刷物を統一的に作成するため、平成30年7月31日付総務部長通知「『八王子市における印刷物ユニバーサルデザインガイドライン』の改定について（通知）」により、ガイドラインの改定及び積極的な活用について、全職員に向け周知を行った。 なお、市がユニバーサルデザインに配慮した印刷物を統一的に作成するため、平成30年8月20日から同年9月7日まで、eラーニング研修を実施し、職員の知識の向上に努めた。 さらには、ドキュメントセンターにUDガイドライン及び印刷物作成の際のチェックリストを掲載するとともに、総務課が管理する庁内印刷室を利用して印刷物を作成する際の依頼票にUDガイドラインを確認したことのチェック欄を設け、UDガイドラインを参考としたか確認を行うなど、UDガイドラインの活用を徹底するような仕組みを構築した。
措置時期	平成30年9月7日
所管部課	総務部 総務課

監査の種類	平成29年度（2017年度）行政監査
意見要望件名	奥付（問い合わせ先等）について（意見要望）
意見要望内容	冊子等の奥付は、発行の責任の所在を明らかにするために、巻末に記載するものである。法令等による義務付けはないが、市の刊行物として責任の所在や問い合わせ先等が明らかにされているかを確認するため今回の調査項目とした。 調査に当たり、設定した基準に基づき奥付の有無について確認したところ、奥付がないものは169件中34件で、うち10件は冊子であった。また、奥付があった135件について記載項目を見てみると、電話番号は133件とほとんどの刊行物において記載されていたものの、住所は81件、FAX番号は78件、e-mailアドレスは28件と、これらが記載されている刊行物は多いとは言えない。また、発行年月は、冊子についてはほぼ全てに記載されていたが、パンフレットは11件中5件、リーフレットは37件中20件とそれぞれ記載されている刊行物は半分程度にとどまった。 奥付の記載項目について、「その他」の具体的な項目として主なものは、本市ホームページのURL、受託業者名、印刷会社名で、本市ホームページのURLに関しては、URLをそのまま記載するのではなく、QRコードを掲載して、本市ホームページへのアクセスを容易にするような工夫も見られたところである。 また、広く対象を市民一般とした刊行物については、高齢者、視覚や聴覚等に障害のある人など多様な受け手を考慮する必要がある。そのため、ユニバーサルデザインの観点から、奥付として電話番号のみならず、FAX番号、e-mailアドレス及び本市ホームページのURLも記載することが望ましい。 更に、刊行物に記載された情報が、発行時以降も継続的に活用されるような場合には、当該情報の時期が重要となることから、刊行物の種類や情報の活用方法によっては発行時期に関する項目の明記も必要である。 本市では、「分野別計画等策定（改定）の手引き」（平成28年3月改訂）において、計画等の策定・改定に当たり、奥付について留意することとしているが、本手引の対象が限定的であり、市の刊行物という視点で見た場合には、本手引のみでは対応が十分とは言えない。 市の刊行物について、発行者や問い合わせ先などの基本データを明らかにしておくことは、受け手が記載情報を適切に活用する上で欠かせない事項であることから、奥付の記載に関して、全庁的な指針の策定を検討されたい。

平成２９年度実施分監査委員監査に係る措置

措 置 内 容	旧ユニバーサルデザインガイドラインを改定し、平成３０年７月１８日に「八王子市における印刷物ユニバーサルデザインガイドライン」を決定した。 改定したUDガイドラインには、さまざまな人が問い合わせることができるよう、職員が留意すべき点として、奥付の記載方法についても掲載した。 また、UDガイドラインを基準として市がユニバーサルデザインに配慮した印刷物を統一的に作成するため、平成３０年７月３１日付総務部長通知「『八王子市における印刷物ユニバーサルデザインガイドライン』の改定について（通知）」により、ガイドラインの改定及び積極的な活用について、全職員に向け周知を行った。 なお、市がユニバーサルデザインに配慮した印刷物を統一的に作成するため、平成３０年８月２０日から同年９月７日まで、eラーニング研修を実施し、奥付の記載方法などを含め、職員の知識の向上に努めた。
措 置 時 期	平成３０年９月７日
所 管 部 課	総務部 総務課

平成29年度実施分監査委員監査に係る措置

監査の種類	平成29年度（2017年）行政監査
意見要望件名	市の刊行物の発行事務について 「年号表記について」
意見要望内容	刊行物に記載されている年号表記については、「和暦」、「西暦」、「和暦（西暦）」、「西暦（和暦）」、「複数使用」に分類し調査を行った。対象者別にみると、高齢者及び子どもに対しては和暦、外国人に対しては西暦を使用するなど、受け手に配慮した対応が見られた。また、種類別にみても、冊子においては、41件中和暦を使用していたものは15件あり、市史関連書籍4件については和暦（西暦）に表記が統一されていた。しかし、その他のパンフレット、リーフレット、チラシにおいては、和暦のほか、西暦、和暦（西暦）、西暦（和暦）と対応が様々で、受け手への配慮が十分にされているとは言い難い。 年号表記は、歴史的な背景等もあり、発行目的や受け手にとっての読みやすさなどにより個別的に判断される場合もあるが、あくまで年時を示すものであり、受け手にとって分かりやすく、また、間違いなく理解できることが重要である。一般に、和暦、西暦の双方が使用されているという実態がある中で、報道機関などでは、その表記方法について、それぞれの基準を設定しているところである。 については、年号表記において、目的や分かりやすさはもとより、受け手に配慮した和暦及び西暦の使い分けや表記方法に関する指針の策定を検討されたい。
措置内容	平成31年（2019年）2月18日付総務部長通知「年表記の方法について（通知）」により、市が作成する文書の年表記については、誰もが分かりやすいよう、元号と西暦を併記する取扱いとすることとした。 また、必要に応じて、元号又は西暦のみを表記することができるよう、文書の年表記の方法について明文化し、全庁的な統一を図った。
措置時期	平成31年（2019年）2月18日
所管部課	総務部 総務課